

あり、ムハンマドの生涯における親友であり教友であった。ムハンマドとの密接な関係があったアブ・バクルの温厚で敬虔なパーソナリティにより、ムスリムの間には勘違いが生じた。つまり、アブ・バクルの政権がムハンマドと関連付けられた宗教的政権であるとの解釈が次第に拡大し、アブ・バクルを継いだカリフ達は宗教的また絶対的君主と見做され、カリフ制が宗教的政権であると誤解されていった⁵⁰。そしてカリフ達は、ムスリムからの反発を抑え、自分の政権を保護する手段として、イスラーム法学者や詩人や歴史家などの発言、例えばカリフに服従することはアッラーに服従することと同様であり、カリフに逆らうと不信者になるというフレーズを有利的に利用してきたのである⁵¹。

最後に、アブドゥラージクは、イスラームの根本的な起源であるコーランと伝承にカリフ制を実証する記述がないので、カリフ制はイスラームに属する政治体制ではないと結論している。コーランでは、支配制度や統治法、政体の種類、また社会秩序などに関しての指示がなされていないので、共同体の公益とムスリムの私益を果たすことが体制を選ぶ基準であるというのである。従って、イスラーム国家の形態と成立に関しては、様々な制度を検証し、秩序を定めるための政治学を学び、理性的な判断を下し、従来の国家の成功と失敗の経験を生かすべきであると推奨している。アブドゥラージクは、カリフ制を含むこれまでのイスラーム国家の伝統を打破し、先進国の経験から学び、世界における最新かつ発展した国家の形態を採用しつつ、いずれはそれらの国々を追い越し最先端の国家になるべきであると結論付けている⁵²。

(次号へ続く)



Hassan Kamal Harb (ハサン・カマル・ハルブ)

大阪大学大学院言語文化研究科博士。現在エジプト国立カイロ大学文学部日本語日文学科准教授、兼ミル科学技術大学日本語学科学科長、兼エジプト国立ガララ大学平和記念センター所長。主要研究は近代啓蒙思想、日本とエジプトにおける近代化。著書は、『共著 明治史講義』2022年、『文化・情報の結節点としての図像絵と言葉でひろがる近世・近代の文化圏』(共著) 2021年、『学問のすすめ アラビア語翻訳版』2021年、『中津留別之書』—多言語で読む福澤諭吉』2021年などがある。論文は、『福澤諭吉の見聞記における西洋文明の利器—『西洋事情』と『西洋旅行案内』を中心に—』2022年、『近代日本とエジプトにおける進化論の

受容に関する一考察』2022年、『生麦事件の発生原因に関する一考察—当事者の新たな証言を中心に』2021年、『小幡篤次郎の啓蒙活動の礎に関する再評価：『天変地異』を中心に』『福澤諭吉年鑑』2020年などがある。

注

- 以下を参照。特に、後藤啓倫、「美濃部達吉の統帥権論——『憲法撮要』を中心に——」『九大法学』(一一二)、二〇一五年、一一九頁、西村裕一、「美濃部達吉の憲法学に関する一考察 (一) 一九三二-三五年を中心に」『國家學會雑誌』一一一 (一一・一二)、二〇〇八年-二月、一〇一七-一〇七頁、小野博司、「明治憲法と政治的多元主義—美濃部達吉と中島重の学説比較を中心に」『阪大法学』五六(三)、二〇〇六年九月、七八-八〇頁など。長尾龍一氏の研究を見ると、明らかに異なった評価が提供されている(『憲法撮要』(一九二二) 美濃部達吉(一八七三-一九四八)——「大正デモクラシー」の憲法論(総特集ブックガイド 日本思想)』『現代思想』三三(七)、二〇〇五年六月、一三二-一三五頁)、中瀬寿一、「美濃部達吉の思想形成の前提——維新めぐる高砂の経済と思想状況——」『経済学雑誌』四五(一)、一九六一年七月、七四-一〇三頁、小山常実、「北一輝と美濃部達吉の国家思想—天皇機関説事件の思想史的解明のために(日本思想史の諸問題)」『季刊日本思想史』(一五)、一九八〇年-二月、一〇六-一三〇項、長谷川正安、「日本憲法学史を考える」、『法律時報』六五(一)、一九九三年一月、七一-六頁、國分典子、「美濃部達吉の「国家法人説」：その日本の特殊性」『法學研究・法律・政治・社会』六六(一〇)、一九九三年-一月、二九-五七頁などである。
- Ali 'Abd-ul-Rāziq, *Al-Islām wa Ushūl al-Hukm*, Dar al-Hilal 1925 (イスラームと統治の諸基礎『イスラームと統治』と略：筆者による翻訳)、(イスラーム(宗教)と政治の分立論を主張し、カリフ制の宗教的、また絶対的権威を否定する立場を貫いたことによって、アズハル保守派ウラマーやエジプト政府などに攻撃にさらされた。結果として、同書が発禁処分となり、著者はイスラームに対する不敬罪として起訴された。)
- 『史料集 公と私の構造 第一巻 美濃部憲法学と政治—『憲法講話』(美濃部達吉著・一九二二年)』(『憲法講話』と略)、二六頁
- 上掲書、二九頁
- 上掲書、三〇頁
- 上掲書、四七-八頁
- 上掲書、四九頁
- 上掲書、四九-五〇頁
- 上掲書、五〇頁
- 上掲書、五〇頁
- 上掲書、五一頁
- 上掲書、五一-二頁
- 上掲書、五二頁
- 上掲書、五四頁
- 上掲書、五五頁
- 上掲書、五七頁
- 上掲書、六〇-一頁
- 上掲書、六一頁
- 上掲書、三六頁
- 上掲書、六五頁
- 上掲書、六六頁
- 上掲書、六七頁
- 上掲書、六七頁
- 上掲書、六七-八頁
- 上掲書、六八頁
- 『イスラームと統治』、一六-七頁
- 上掲書、二七頁
- 『聖クルアーン』、イスラーム・インターナショナル・パブリケーション、一九八八年-二月、二〇九頁
- 『イスラームと統治』、二七頁
- 上掲書、一六-九頁
- 上掲書、二〇-二頁
- 山本隆基、「トマス・ホッブズの初期政治思想：自然法・情念・国家(二・完)」『福岡大學法學論叢』五七(三)、二九三-三五六頁、二〇一二、三二二-四項、小林弘、「主権者の命令はなぜ法といえるのか：トマス・ホッブズの法哲学研究」『現代英米文化』二十、一六七-一八三、一九九〇、一七六頁
- 『イスラームと統治』、四三頁
- 上掲書、四六頁
- 上掲書、四八頁
- 上掲書、五〇頁
- 上掲書、五一頁
- 上掲書、六九頁
- 上掲書、七四頁
- 『聖クルアーン』、七五頁
- 上掲書、四二四頁
- 『イスラームと統治』、九六頁
- 『聖クルアーン』、四三四頁
- 上掲書、九五三頁
- 『イスラームと統治』、九一-一〇三頁
- 上掲書、一一六頁
- 『聖クルアーン』、八一〇頁
- 『イスラームと統治』、一一五-六頁
- 上掲書、一三四-六頁
- 上掲書、一三五-六頁
- 上掲書、一三七頁

共同体の公益を保護したりすることは可能であるが、カリフ制は実用的ではない体制である³⁷。それどころか、カリフ制の独裁や、抑制、汚職などは、共同体には多くの害と悪事を引き起こし、「カリフ制の害と悪事に関して語ると、本書に書ききれないほど多くあるので、何よりもムスリム達はカリフ制には正当性、また実用性はないという事実を理解すべき」と述べている³⁸。

(3) 政教分離

アブドラージクは、イスラーム世界で宗教と政治が一体化している理由は、ムハンマドが宗教的な人物のみならず政治家であったという誤りが広がっているからであると考えている。彼は、政教一致を主張するイスラーム学者達の言葉を次のように引用している。

彼らは「ムハンマドはアッラーの啓示を受け、布教しつつ、イスラーム国家を設立し、政治を実行した。またムハンマドが、政治や財務、司法などを行ったり、戦争を起こしたりしたことは、国王と変わらない権力を持っていた証拠である。ムハンマドは人々にアッラーの啓示を伝えイスラームを布教するにとどまらず、支配下の領土を増やし、確固たる権力を広げていた」と考えている。しかし、歴史的に見ても、ムハンマドは従来の他の預言者と同様であり、預言者達は啓示を人々に伝えるために、刀剣を使用したり他国へ侵入したことはなかったのも、彼等の理論は正しくない。また、人心に信仰を浸透させることと、武力を使用して人を抑制することは、本質的に真逆の働きであるので、彼らの理論は誤っている³⁹。

アブドラージクは、彼らの理論が正しくないことを示すため、以下のコーランを引用している⁴⁰。

لا إكراه في الدين - قد تبين الرشد من الغي

宗教は強制するものに非ず。正道はすでに迷誤より区別されたり。⁴¹

ادع إلى سبيل ربك بالحكمة والموعظة الحسنة - وجاهد لهم بالتي هي أحسن

知恵と熱心な勧めによって人々を主の道に招き、最善な方法で人々を説得せよ⁴²

つまり、ムハンマドは武力や抑圧によってではなく、説得と慈悲によって人々にイスラームを伝えるように命令されていた。換言すれば、ムハンマドには武力を用いて他国に侵入するといった政治的かつ権力的な目的はなく、人々の心にアッラーの言葉を浸透させるという聖なる義務があったというのである。しかし、ムスリムはこうしたムハンマドの権威と威信の性質を理解せず、彼が政治体制の主体であると勘違いしてきたと指摘し、以下のコーランを用いている⁴³。

وما أرسلناك عليهم وكيلًا

而して、我らはその者どもの番人たるべく汝遣わしたに非ず。⁴⁴

فذكر إنما أنت مذكر ﴿ لست عليهم بمسيطر

されば訓戒せよ、汝は訓戒者に外ならず。汝は彼等の監督者に非ず。⁴⁵

アブドラージクは、上記のコーランを取り上げ、ムハンマドの威信が、統治的な権威や政治的権力ではなく、宗教的のみであると実証しようとしている⁴⁶。しかし筆者は、上述のアブドラージクの記述には歴史的な誤りがみられると追記したい。それは、ムハンマドを含む初期のムスリム達が他国へ侵攻した事、またその際、刀剣をもって行われた点である。アブドラージクがこの事実を知っていながら、あえて無かったと記述したのか、それとも歴史的事実を認識していなかったのかは疑問の残る点である。

(4) カリフ制の実用性

アブドラージクによれば、ムハンマドは様々な民族にイスラームを布教する際に、その民族の社会や政治、司法などの秩序に介入せず、人々に特定な秩序を強要した記録はないと解説している。また、ムハンマドはこれらの民族が採用してきた政治、経済的（商業・工業・農業）などの様相に対して無頓着であり、宗教の説教のみに専心していたという。つまり、イスラームにおいて、人々の生活を含む、政治、社会、経済的な秩序の採択は、宗教的概念からではなく、公益と適切性という基準が優先であると考えている。

ムハンマドが従来のカリフ達と性質的に異なることを示すため、以下のコーランを用いている⁴⁷。

وما ينطق عن الهوى ﴿ إن هو إلا وحي يوحى

また思惑で語るに非ず。それは神より啓示されたるお告げに外ならぬ。⁴⁸

彼の解釈では、ムハンマドは自分の望む通りに話すのではなく、アッラーに啓示されたことのみを人々に伝えるように命令された人物であるという。従って、ムスリムがムハンマドに服従したり、絶対的であると考えたりするのは当然であるが、その後政権を握ったカリフ達とムハンマドとを同様に扱うのは正当ではないと論じている⁴⁹。

続いてアブドラージクは、なぜムスリムの間でカリフが「アッラーの使徒の代理人」という称号を持ち、絶対的な意味を含むようになったかを解説している。彼によれば、アブ・バクル（初代正統カリフ Abu Bakr, 五七三-一六三四）とムハンマドの密接な関係によってこうした称号が人々の間に広がったと推察している。アブ・バクルは、イスラームの最初の入信者で

は心を以て行動的にカリフの命令に服従すべきであり、カリフに逆らうことは、アッラーへ逆らうことと同義であり、ムスリムとしての信仰が不十分(未完成)であるとされる。また、カリフはアッラーの陰(シャドー)であり、カリフの権力と権威は普遍的であり、絶対的であるので、人々の命を含むイスラーム国家の全ての事物を有している。イスラーム国家の万事は、絶対的であり至上の価値であるカリフの意思によって統治されるべきである。カリフの許可がなければ、大臣や官吏などは、政治、経済、社会、その他あらゆる事物に関して決定することが不可能であると考えている²⁷。

しかしアブドゥラージクは、彼らの見解は誤りであり、コーランの本意と全く異なっていると批判した。彼は、カリフ制を支持するイスラーム学者の理論には実証性がないとし、コーランを使用しながら、時代の変化と適応性に基づいて反論している。例えば、カリフの普遍的、また絶対的権力を実証する確固たる記述がコーランには見られず、カリフにはそのような絶対的な権威が与えられていないと指摘している²⁸。

مَا قُرْطَنَا فِي الْكِتَابِ مِنْ شَيْءٍ

我らは啓典の中で、一つとして遺漏せものはなし。²⁹

そして、上述したコーランを用いて、アッラーが万に一つも疎かにしたものはないので、コーランにカリフ制を実証するフレーズがないということは、カリフ制がイスラーム的ではないと考慮することが自然であると述べている³⁰。

続いて、第二の見解は、カリフがイスラーム国家の主権であり、共同体の家長であると見做す学者の一派である。カリフの権力と権威は宗教的ではなく政治的であり、カリフの権力(大権)は共同体の総意によって制限され、またその総意を通じてのみ政権の正当性が成立するという見解である³¹。アブドゥラージクは、上記の見解の支持者が共同体の総意が必然であると強調する一方、カリフに対して聖語を用いるなど、カリフを絶対的な存在として扱っていることを指摘しており、その矛盾した態度を批判している。絶対君主に対する議論は、イスラーム世界の問題ではなく、近世ヨーロッパでも同様に激しい議論が行われた。西洋での国王の権力やその起源と制限などに対する議論の展開は、ヨーロッパ文明の発展に大きな影響を与えた。ここで彼は、カリフの権力・権威とその起源と制限力に関する議論を、近世ヨーロッパで展開されてきた君主政権と関連づけようとしている。具体的には、カリフが絶対的な人物であり国家の唯一の権力者であると見做すイスラーム学者の主張は、トマス・ホッブズ(Thomas Hobbes, 一五八八—一六七九)の政治理論に類似していると結び付けている。一方、カリフの権力に対する第二の見解は、民権を主張して支配者の権力を制限するように強調したジョン・ロック(John Locke, 一六三二—一七〇四)に類似していると論じ

ている³²。

上記のように、アブドゥラージクがイスラーム国家と西洋、とりわけイギリスの絶対的統治及び統治権と関連付けようとしていることは明らかである。しかし、イギリスの統治権の議論に関するアブドゥラージクの知識には筆者はいくつかの疑問点を持つ。例えば、ホッブズの絶対主義王政とカリフの神授説には関連性がない。アブドゥラージクは、イスラーム学者らとホッブズが絶対主義王政の立場であると指摘しているが、ホッブズはあくまで個人と国家の関係を再制度化し、国王権力の正当性を論じて、王権神授説に代わる国家観を提示した人物である³³。おそらくアブドゥラージクは、王権神授説を正統な王権の根拠としたロバート・フィルマー(Robert Filmer, 一五八八—一六五三)と間違えているのではないかと推察される。

(2) イスラームにおける政治体制とその適切性

アブドゥラージクは、イスラームにおける政治体制とその適切性について次のように論じている。世界には、立憲的や独裁的、共和的、ボルシェビキなど多くの政治形態があり、適切な形態に関して様々な議論が行われており、各国によって採用される政権が異なる³⁴。イスラーム国家が設立された七世紀からカリフ制が廃止されるに至った二十世紀まで、カリフはムスリムの自由意思によって選ばれたことがなく、必ずカリフの即位の背景には武力があつて人々が服従させられてきた。例えば、ウマイヤ朝の二代目カリフ、ヤズィード一世(Zaid在位: 六八〇—六八三)は、カリフになるため、ムハンマドの遺族を含む大勢の反対者を暗殺した³⁵。アブドゥラージクはこのような政治的な争いはイスラームに即していないとして次のように批判している。イスラームでは、人間の自由意思が尊重され、また「自由」と「平等」がイスラームの性質的な価値であるので、独裁政権であるカリフ制はイスラームには適切ではないと主張している。

そして、彼はイスラーム国家に適切な体制について次のように解説している。世界中の国々では、体制の確立の条件は、宗教の種類を問わず、国家の公益を実現し保護することである。この体制は、国内外の政策を実行する形態であるが、必ずしも国家において最も適切であるとは言いきれない。諸外国では、諸体制に対する多くの議論が行われているが、その中で特定の体制が唯一の正当であり、最も適切であるという議論はない³⁶。

また、政治体制は多様であり、制限政権、専制政権、共和制、独裁政権、立憲制、民主制、共産制など数種類がある。イスラームでは、共同体の万事(公益)を保護する政治体制が必然であるとされているが、その体制の種類は特定されていない。どのような体制でもイスラーム法と儀式を確保したり、

たい。彼が『憲法講話』を発表したのは一九一二年であり、衆議院議員選挙法が制定されてはいたが、当時は未だ年齢や国税の支払い有無によって選挙権が制限されていた。にもかかわらず、美濃部がこうした日本の選挙制度を完全なる「立憲君主政体」とであると形容する¹⁸のは、本来彼の目指すところとは異なっているように推察される。なぜなら、こうした日本の立憲君主制に関する美濃部の記述と、イギリスの立憲君主制に関する説明とを比べると、矛盾が見られるためである。彼は、本書の「第一講」において、中世のイギリス議会は、租税を賦課し又は法律を施行していたが、全ての国民によって選挙された議員ではなかったため、立憲政体と名付けることはできないと断じている。「立憲政体たるには、必ず国民の代表者たる国会が無ければならぬ。即ち全国民が国会を通じて国政に参与するものでなければならぬ」と断定している¹⁹。つまり、立憲君主国家が成立するために彼がつけた「全ての国民」という条件が、日本の議会で当てはまらないにもかかわらず、「今日の日本が立憲政体たる所以であります」と述べ、「国民が議員を選挙し兵役義務を尽くす…全ての国民が自覚している…」などと主張しているのである。このような矛盾は、美濃部が考える日本の古来から続く独自の君主制（絶対的と言っても過言ではない）と西洋の制限君主制との調和・親和を図ったことから生じていると考察される。

美濃部は、全ての官吏は君主の委任を得、君主の権力を行う間接機関であり、一方天皇は、何人の委任によるものでなく、直接大権を属する直接機関であると提唱した²⁰。天皇が「国家の機関である」と言う、「吾々の尊王心を傷つけられるやうな感じ」がするが、逆に天皇が統治権の主体であると見做されると、日本国家の国体と日本人という団体的自覚に反することになってしまう²¹。それは、君主の持つ大権は君主の利益のためにあるという考えが、歴史を振り返っても、また現在の政体においても反しているからである²²。

「我が古来の歴史に於て、歴代の天皇が常に国民の幸福を以て自己の幸福となし給うたことは歴史上の顕著なる事実であって、民の富めるは即ち朕の富めるなりといふやうな優渥なる聖詔が有ったことも、決して一度では無い」²³との記述からわかるように、天皇の歴史的な存在を語りながら、憲法上の課題である君主の大権について（憲）法学的には取り上げず、「尊王心」や「古来の歴史」、「聖詔」といった用語を用いて、憲法上の天皇の地位が当然であると論じている。そして統治権の主体に対しては、もし君主の持つ統治権が、君主の利益にのみ用いられるものであるなら、統治権は国家共同体の目的のためにあるのではなく、ただ君主のためのみ存在するものとなって、君主と国民との間の目的を別にしてしまう。それは国家が一つの団体であるという思想から全くかけ離れたものになると説明している²⁴。ここで言う統治権と一つの団体である国家の目的に関して、「日本の古来国家思想」で

次のように語っている。

日本の古来の国家思想に於て殊に近代の国家思想に於て、統治権が全国家の共同目的の爲に存するもので、租税を課するの、軍備を起すの、外国と戦争をするの、領土を拡張するの、常に全国家の利益を計り国民幸福を達するが爲にするものであって、単に君主御一身の利益の爲にするものではないことは、更に争を容れない所であります。²⁵

このように美濃部は、古来より日本の国家では国民と君主の目的が同一であり、君主は国家全体の利益のために万事を実行してきたと解説している。そして、国家が統治権の主体であって、君主は「国家の機関であるといふのは、唯此の思想を言ひ表はしたものに過ぎぬ」のであると結論づけている。天皇が統治権の主体であるというのは「法律論」的に誤った理論であると述べているが、「何れにしても、兎に角帝国国権の最高の源が天皇に在るといふことは言ふまでもないこと」として、詳細な説明をせずに論証を終えてしまっている²⁶。

第二章：『イスラームと統治』の内容

美濃部らが先導した大正デモクラシーが全盛期だった一九二〇年代、エジプトは英国から独立し、憲法が公布されたばかりだった。憲法は基本的人権などを尊重したが、国王に強い権限を与えた。独立直後、イスラーム世界を支配したオスマン帝国でカリフ制が廃止されたが、政治家や知識人らはエジプト国王をカリフにしようとして試みた。これに対して、アブドラージクは「カリフ制が人々の意思を奪い、抑圧につながる」と強く反発し、政教分離や絶対君主制否定の観点からカリフ制の復活に反対した。本章ではアブドラージクの著作、『イスラームと統治』の内容を紹介しつつ、どのようにエジプト人に絶対君主制の被害と制限君主制の利点を啓蒙したかを考察する。

(1) イスラームの君主（カリフ）の正当性

アブドラージクは、カリフに関する見解を主に二つに大別している。そのうちのひとつが、カリフが絶対的人物であるとする宗教学者や政治家といったムスリムの大多数の一派である。アブドラージクは、この一派の見解について以下のように批判している。

多くの政治家と学者は、カリフがムハンマドの継承者であり、イスラーム国家の元首であり、しかもムスリムの万事及び来世と今世の事を営み、イスラーム法の保護者と実施者であると信じている。そのため、全てのムスリム

の種類が正確に分別されておらず、正当な説明が提供されていないと批判している。例えば、「専制民主国」についての説明には矛盾を含む表現が使用されており、「中等教育の教科書に其の如き誤った説を掲げて居るものが少なくないのは、甚だ遺憾とする處」であると憂慮している⁶。

(2) 帝国の政体と天皇の位置づけ

美濃部は、歴史的かつ伝統的な特徴を中心に、日本の帝国政体について、「日本の政体は、歴史始まって以来、常に君主政体であったもので、これは古往今来萬世に亘って永く動かすべからざる所」であると主張している。彼は、日本人という民族が「初めて歴史に現はれた時代」から既に「日本が万世一系の天皇を上に乗せて」おり、「天皇は天ツ日嗣と仰がれ、子孫永く此の国に君臨し給うて、皇統連綿天壤と俱い窮まりなかるべきことは、固く国民の確信をなして居るのであります」と述べている。また、日本の政体について、「君主政体の歴史上の基礎が極めて強固なことにあるのでありまして、世界の中に君主政体を採って居る国は数多くありますけれども、日本の如く其の基礎の固い国は他に全く之を見ることが出来ぬ」と強調している⁷。天皇制については以下のように述べている。

此の国民の確信は嘗て動いたことが無い。帝国憲法第一条に「大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」…此の一ヶ条こそは帝国憲法の總ての条項の中でも最も大切な最も根本的の規定であります。憲法の他の条項は将来如何なる事情の変遷に因って改正を加へる必要が起らぬとは限りませぬが、少なくとも此の一ヶ条のみは萬世に亘って動かすべからざるもの⁸

美濃部は日本国家の起源と天皇制には歴史的な縁故があり、憲法の変遷性と天皇の永続性についても説明している⁹。また、最初の日本の国家組織は氏族制度、つまり血統に基づく国家団結が主な基礎となっていた。全国民が共通の祖先を有する一大家族のように見なされ、それが更に血統によって多数の氏族に分かれていったので、天皇は日本国民という大家族の家長のような地位に在り、その全体を統括している¹⁰。上記の美濃部の解説の特徴は、西洋の政治体制の用語の採用である。例えば、最初に日本で国家が成立した時は、体制は西洋の「パトリアーカル、モナーキー」（族長的君主政体）と同様であって、「是は国初より大化の改新に至るまでの状態であります、大化の改新に依て此の氏族政治は覆えられて、天皇の下に官僚政治が作られて『ビューロクラチック、モナーキー』（官僚的君主政体）に変じたとの説明をしている¹¹。

また美濃部は、近代日本の君主制は、平安・鎌倉時代に「院政」を通して

根付いたものであり、摂政と院政の関係について、「何れも唯天皇の名に於て、天皇の御名代として大権を行つたのであって、最高機関即ち主権者たるの地位は尚常に天皇に在つたことはいふ迄も無い。」と述べている¹²。つまり、摂関政治と武家政治が続いた千年近くの間、実際の権力は殆んど人臣に帰属し、国家最高の地位は常に天皇にあった。幕府は実権を掌握していたが、常に天皇を主権者として仰ぎ、天皇の委任によって政権を執っていた。幕府は、天皇の「御名代」として元来天皇に属する権力の行使をしていたに過ぎない¹³。こうして実権が何度も武家の手に渡つたにもかかわらず、主権者としての地位が天皇にあるのは、「實に日本の政体の基礎の極めて強固なことを証明するものであって、世界の歴史に其の比類を見ることの出来ぬもの」であると主張している。しかし、「世界の歴史に其の比類を見ることの出来ぬ」という記述は、渡政の経験からの発言なのか、伝統を保護したいがためのナショナリズムによるものであるのか。彼は本書にて、イギリスの皇室やカリフ制に支配されていたトルコに関して簡潔に記述している。にもかかわらず、歴史的に継続してきたイギリス王室およびトルコのカリフ制と、日本の皇室との相違点については触れていない。これらの体制と日本とは、必ずしも同様とは言えなくとも、類似点は少なくはないと考えられる。例えば、イスラーム国家（アッバース朝など）においてカリフは最高の地位に在つたが、イスラーム国家の様々な地域にカリフの「御名代」を配置して、マムルーク（武士）や代理人が実権を握っていたことは、日本と類似した点である。

(3) 立憲制と君主

明治日本は、「西洋の文明の輸入」とともに「西洋風の民権自由説が盛んに民間で行はれ」たことにより、帝国憲法の発布や帝国議会が開かれ、立憲君主政体になった。美濃部は、新体制と維新前の体制とを比べて、国家組織に重大な変化が生じたと論じている¹⁴。その最たる相違は、維新を経て国家の統一に伴い統治権が統一された事である¹⁵。維新前には「朝廷と幕府の対立」のため統治権の統一が妨げられていたが、明治維新による政権奉還によってその対立が除かれ、中央国家が成立した¹⁶。続いて、国民の政治参与に関しては、次のように述べている。

国会が法律に協賛し予算を議決するのも、国民が議員を選挙し兵役義務を尽くすのも、何れも此の国家という共同団体の共同目的を達する為にするものであるといふことは、全ての国民の自覚して居る…今日の国家の第三の特色は国民の参政権、即ち総ての国民に参政権が與へられた¹⁷。

ここで美濃部が、国家は全国民の共同団体であることを国民が明白に自覚していると主張している。だが、このことに対して、次の問題点を指摘し

はじめに

明治憲法の成立以降、天皇の位置づけに関する議論が様々な角度から論じられるようになった。憲法の第一条から第七条には、天皇に司法、行政、軍事の諸権力が集中するという「上御一人」の体制が明記されている。また、「国家統治ノ大権」に基づいて天皇が日本国家の元首であり統治権の総攬者とされる「国体」が定められた。こうした「国体」のあり方に対して激しい議論が交わされるなか、天皇機関説が登場する。その論争に積極的に関わった第一人者が、美濃部達吉（一八七三—一九四八）である。

天皇機関説を主張する美濃部については、既に数多くの研究がある。これらの研究は、一九三〇年代に起きた天皇機関説事件を取り上げて、美濃部の国家法人説を明らかにするものが殆どであった。そこでは、軍国主義とファシズムに強く抗議した美濃部を紹介しつつ、彼の憲法学説を論じている。これらの多くの研究のアプローチにおいては、民主化とファシズムの対立として天皇機関説が取り上げられることと、大正時代以降に刊行された美濃部の専門的な著作を取り上げていることが主な共通点である¹。

これに対し、一般の人々にも憲法の知識を普及させようとした美濃部の功績については、未だ明らかになっていない点が多い。そこで本稿では、美濃部の著作の一つである『憲法講話』（一九一〇）における思想の考察を通じて、美濃部の新たな一面を追求する。『憲法講話』が、その序において、一般向けの著作であると明記されていることからわかるように、憲法をわかりやすく解説することを目的とした一種の啓蒙書であると筆者は考えている。しかし、『憲法講話』に関する研究は憲法学の一部として蓄積されているものの、啓蒙書としてのアプローチは手つかずの状態であるといえる。そこで、あえて『憲法講話』を啓蒙書として取り上げる意義を唱えたい。

また、筆者がこれまでエジプト人として日本とエジプトの近代化について研究してきた観点から、美濃部の主張をより明白に把握するため、同時代のエジプト法学者、アリー・アブドゥラジク（一八八八—一九六六、'Ali 'Abd-ul-Raziq, 以下アブドゥラジクと略す）を比較対象とする。両者は共に、議員、法学者であり、ヨーロッパ留学後、一般の人々向けに国家論と君主の位置づけについて執筆している。

本研究では、主な研究対象として『憲法講話』を検討するとともに、同時期にエジプトで大きな波紋を巻き起こした著作『イスラームと統治の諸基礎』（*Al-Islām wa Ushūl al-Hukm* 『イスラームと統治』と略：以下『イスラームと統治』は筆者による翻訳）とを比較して考察する²。

本稿の構成は次のとおりである。第一章では、『憲法講話』の内容を紹介しながら、美濃部がどのように君主について啓蒙したかを考察する。第二章では、『憲法講話』と同時代に出版された『イスラームと統治』の内容を紹介しつつ考察する。第三章では、美濃部とアブドゥラジクの相違点と類似点を明らかにする。また、両者が、西洋の統治制度を基準にしながらも、なぜ、そしてどのように相違したのかを探る。

第一章：『憲法講話』の内容

美濃部は『憲法講話』のなかで、様々な政治的課題を取り上げて憲法的知識を説明している。本章では、美濃部が西洋から学び日本に適正だと考えた君主観を、いかに伝統的な日本国体と対立させずに啓蒙しようとしたかを考察する。美濃部が君主に関して記載している箇所をすべて検討することで、君主についての啓蒙的思考を探る。

(1) 君主の種類と日本の特殊性

美濃部は『憲法講話』にて、政体の種類を君主政と共和政の二種類に分け、それらの特色と沿革に関する法学的な知識を紹介している。

絶対君主制とは、君主が一人で国家の全権力を掌握する政体のことで、「最早遠く過ぎ去った時代の事」であり、今日の世界には殆んど見られない³。君主政体の特徴は、国家の最高の意思がある一人の決定によって成立する。例えば、憲法を制定したり、改廃したりする力がある一人にのみ属し、その人の同意を得なければ決断出来ないという構造が君主政体である⁴。

これに対し、日本の政治体制は制限君主制であると述べている。具体的には、法律を作る際、議会の議決を経なければならず、裁判を行うには裁判所が独立した権限によって行い、行政についても大臣の同意が必要で、天皇が勝手に選ぶことは（決して）ない⁵。しかし、これと同時に日本の国家権力の最高の源は天皇「御一人」であり、法律は天皇の「御裁可」を得なければ成立しないという特性を保持している。

美濃部の懸念する上記の立憲制への妨げは、国体と政体とを混同して用いられていることである。これによって起こる弊害や齟齬についての危惧は、以下の文章から見られる。例えば、「教育勅語」の中に「これ我が国体の精華にして」という言葉があるが、これは決して君主国体を意味してはいない。従って、「教育勅語」を通じて国体という言葉も政体と同じ意味に使うと、混乱を引き起こすことになる。また、中等教育の教科書において、政治体制

study on Minobe Tatsukichi's "Lectures on the constitution"
— in Comparison to Ali'Abd-ul-Rāziq "Islam and Foundations of
Governance'

Hassan Kamal HARB

Abstract :

Previous studies on Minobe Tatsukichi (1873-1948)'s interpretation of the emperor's position in Meiji Constitution focused on "the Emperor Organ theory incident", and his view of "the state authority theory". In addition, most of these studies mainly relied on Minobe's writings published along after the Taisho era, and dealt particularly with the above mentioned theories as a confrontation between the democratization and fascism.

In this paper, while introducing the contents of Minobe's book "Lectures on the constitution", I explore the ideas of enlightenment in Minobe's thought. On the other hand, from an Egyptian perspective, I compare between Egyptian modern scholar, Ali'Abd-ul-Rāziq (1888-1966)'s book "Islam, and Foundations of Governance" and Minobe's above-mentioned book. There are a lot of similarities between Minobe and 'Abd-ul-Rāziq. They were scholars of law and parliamentary. Both of them went to Europe and received a Western education. After return, they similarly started to discuss the position of monarchs' sovereignty and its legitimacy. However, the most point of similarity between them is their attitude towards their traditions, re-evaluating the customs while using Western standards. Moreover, both of them similarly discuss in their books, the issue of limiting or abolishing the absolute powers of the monarch, approving Western governance. While Minobe tries to limit the emperor's sovereignty under the Meiji Constitution, 'Abd-ul-Rāziq seeks to abolish the tyranny of the Islamic ruler. On the other hand, both were severely criticized, their books were banned, and they have been prosecuted (offense to monarch or tradition).

This paper consists of three chapters. In the first and second chapters, I introduce the contents of Minobe's and 'Abd-ul-Rāziq's books, explaining their ideas about the absolute monarch, examining how they enlighten their own people. In the third chapter, I clarify the differences and similarities between Minobe and 'Abd-ul-Rāziq, tracing why and how they differ.

Keywords

Modern Japan, Enlightenment, West, Emperor, Caliphate, "Lectures on the constitution", "Islam and Foundations of Governance", Tradition, absolute monarch, restriction/Abolition

美濃部達吉の『憲法講話』に関する一考察
— アリー・アブドラージクの『イスラームと統治の諸基礎』
と比較して —

ハサン・カマル・ハルブ

要旨

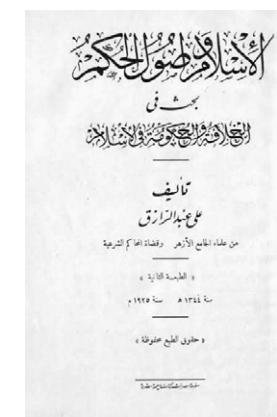
明治憲法発布後の、日本国家における天皇の位置づけにおける美濃部達吉の解釈に関する先行研究は、戦前の天皇機関説事件や、国家法人説が中心である。また、従来の研究は、民主化とファシズムへの対立として天皇機関説を取り上げるか、大正時代以降に刊行された美濃部の著作を研究対象にしたものが多い。

これに対し本稿は、明治末期以来美濃部が国民の啓蒙に励んだという側面に注目し、研究の余地が未だ多くある美濃部の著作の一つである『憲法講話』を研究対象とし、美濃部の君主権の議論の是非を再検討する。またその際には、筆者がこれまで日本とエジプトの近代化について研究してきたエジプト人の観点から、美濃部の議論をより明白に把握するため、同時代のエジプトの法学者、アリー・アブドラージクの著作『イスラームと統治の諸基礎』と比較する。美濃部とアブドラージクは共に法学者であり議員も務め、ヨーロッパ留学後、君主の位置づけに関して論じている。しかし、両者の最たる共通点は、西洋を基準としつつ、伝統を考え直したことである。ヨーロッパから帰国した二人は、西洋型を参考しつつ、伝統に基づく君主の位置づけの見直しを模索し、議論しているのである。

両著では、西洋式の統治を参照して、君主権力を制限するか撤廃するかという課題が議論されている。美濃部が、明治憲法における天皇の大権を制限することにとめているのに対して、アブドラージクは、イスラーム国家における専制君主制の廃止を目指している。また両者は、共に政権に非難され、著作が発禁処分となり、君主に対する不敬罪として起訴されている。このような西洋型の適応につとめた両者の、君主権力を制限（撤廃）する考え方を再評価することによって、美濃部の考えがより明瞭になるのではないかと考えている。

キーワード

近代日本、啓蒙、西洋、天皇、カリフ、『憲法講話』、『イスラーム統治』、伝統、絶対君主制限・廃止



左：アリー・アブドラージク
(1888-1966)
右：『イスラームと統治の諸基礎』
(1925)